弁護士連合会被懲戒弁護士 連合会の採るべき措置に関する基弁護士・外国法事務弁護士共同法 人 \mathcal{O} 業務停 止 期 間 中にお け る業務規制等に 0 V て弁護士会及 び 日

(令和三年六月十 八 日 理事会議

目

る業務規制等に (以下「共同法-事務弁護 十三条第一 \mathcal{O} 処分の適正 \mathcal{O} [等について、弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置を定め、もって、同法人」といい、処分を受けた共同法人を「被懲戒共同法人」という。)の項第二号に掲げる懲戒の処分(以下「処分」という。)を受けた弁護士・外、等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務」準は、弁護士会又は日本弁護士連合会(以下「弁護士会等」という。)から 正かつ公平な運用を図ることを目的とする。共同法人、弁護士会及び日本弁護士連合会に対する信頼並びに懲戒制 士・外国法事務弁護士共同 つって、 度の実効性を 取 、国民の弁護士、外業務停止の期間中に 外 扱 玉 法 弁護士による法 確 と 保 う す るととも 国 お 法 律 法け人九事

(業務規制等の説示)

制措 置について説明し、 弁護士会等 は、 処分の その遵: 守を説 ぶり、 被懲戒 なばならない。 成共同法人に対 L 次に掲 げる事項及 び 弁 護士会が 別 に定 8 る

共同法人の業務停止のとき

(受任事件 この取扱い

- るも ならない。 被懲戒共同法人、 11 のに限らない。以下「受任事件う。)は、受任している法律事懲戒共同法人、被懲戒共同法人 上」という。事件(裁判所 件の 社員並 近に使用 所、 \smile について、次の、検察庁及び行政に使用人である弁護 に イ庁 護 からへまでに従った措置を採ら(以下「裁判所等」という。) 採らなければ゜)に係属す 「社員等」
- た受任事 件 に 0
- 口 働きかける 委任契約を解除しないことができる。ただし、被懲戒共同法人が依頼者に対して委任契約旨を記載した確認書を作成し、その写しを弁護士会等に提出する場合は、被懲戒共同法人れて、解除後直ちにその係属する裁判所等に対し、辞任の手続を執らなければならない。、被懲戒共同法人は、直ちに依頼者との委任契約を解除するとともに、委任契約を解除し 委任契約を解除しないことができる。 をし た場合は、 この 限 いりでない がの継、 続 継 、依頼 続 を求 (者との)てその
- 属 口 の規定により委任契約を継続するときは、 した委任契約,5 大業務停止の切り は、被懲戒共同 共同 発理事件であるときは、1 囲知しなければならない。 は、委任契約の継続確認 後 直 ち に そ \mathcal{O} 係
- とができる。 け は 頼者との委任契約を解除したことを連絡するものとし、 被懲戒共同法人は、イの規定により解除しなする裁判所等に対し処分を受けたこと及び ń な 傾者に い対 0 ただし、支払期限が処分の効力が発生した日から十日、被懲戒共同法人が弁済代行を行うことができない旨 、和解が成立した債権者に対する弁約が債務整理事件であるときは、債の期間を通知しなければならない。共同法人は、委任契約の継続確認後共同法人は、委任契約の継続確認後 以及 内の 場合は、 \mathcal{O} 分弁済代行 弁済代行 債 者 行を通 に に対 行知つし うし V こな 7
- 項の 一項において準用する弁護士法 に係るものに 被懲戒共同 ・ 係るものについては、この限り 規定により選任された事件は、 法 人 \mathcal{O} 弁護士 1、この限りでない。れた事件は、辞任しなければならない。ただだま事件は、辞任しなければならない。ただ護士法(昭和二十四年法律第二百五号。以近である社員及び使用人である弁護士は、 ただし、 は、 以下「法」という。)、外国弁護士法律事務 口 \mathcal{O} 規定により 第三十条 解除 取 L 法第 な いの人 委第 + 条第 _
- 件であっても、被懲式被懲戒共同法人の台 被懲戒 窓戒共同法人の弁護士である 八の業務停止の期間のる社員及び使用-間人 中で は、ある る 当該事: 件は、 \mathcal{O} 書の規定によ うことがで きな ない。 な

(顧問 契約 \mathcal{O} の取扱い)

被懲戒共同法 人は、 直ちに依頼者との 顧 問契約を解除 L なけ れ ば なら な

(期日 変更申請等)

被懲戒共同法人は、被懲戒共同法人は、 をすることがで

らな 誤 って受領した場合は、返還する等直ちに適同法人は、受任事件に関し裁判所等から書同法人は、期日の延期及び変更の申請をす に適切な措置を採らなけれら書類の送達又は送付がなどすることができない。 れあ ばなら 0 た場合、 ない これを受領し て は な

(預り金 の受領禁止)

兀 のために 被懲戒 共同 預 **伝律第八十九号)第六**預り金を受領してはな 法 人は、 (十九号) 保 釈 保 六百五次六百五次六百五次六百五次六百五次 五な 出十四条に保全保証 条に 該当する場合は、この限りでな活から金員を預かる場合も、同一金及び供託金の還付及び取戻し い 様とする。 0 和 とする。ただし、和解金等の弁済そ 弁済そ 民の 法 依 (明 頼 治者

 \mathcal{O} 引継ぎ)

五. 当該法 等」という。)に対したに取り扱う弁護士、 という。)に対し、誠実に法律事務の引継ぎをしなけ、取り扱う弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外第一号又は第二号の規定により委任契約又は顧問契約 なければならない。、外国法事務弁護士法契約を解除した場合は 法は 人又依 は頼 共 者 同 及 法び

2殺禁止)

つい 依頼者に対する預り金返還債務と弁護士共同法人は、被懲戒共同法人の預り金口 報酬 報酬の請求権を相座等に業務停止の 殺し間 して てはに ならない。 た和解金等の ŋ 金 に

七

止 同法 \mathcal{O} 期間が満了した後に再び業務を行うことができる。.人の業務停止の期間が一箇月以内であって依頼者が指定の継続を求め.懲戒共同法人は、その社員と依頼者との間の指定関係を終了させなけ定の取扱い) のるときは、よりればならなど 指定を継ばい。ただ 続し L て被 業務は 停共

ならない。 (復代理人の選任等)

新たに復代理人を選任

又は社員等を新

たに

加入さ

は 雇用

する等

は

- (復代理· 被懲戒共同: 人等の監督) 法 人は、 工等」という。) に対処分を受ける前に深 対し、選任 、指示及び監督をしてはした復代理人並びに使用 人であ い。 新護· 主 及 び 外国法事 弁護
- 被懲戒共同法人は、法律事 法律事務所の管理行為及び賃貸借契約並びに使用人弁護士等及び従業者との 雇 用 契

(以下「使用人

弁護士等」とい

į

等を継続することができる。

(法律事務) が所の使用)

(法律事務所表示の除去) (法律事務所表示の除去) (法律事務所表示の除去) について、被懲戒共おいて準用する法第三十条の十九第二項の規定に抵触しない業務に限る。以下同じ。) について、被懲戒共おいて準用する法第三十条の十九第二項の規定に抵触しない業務に限る。以下同じ。) について、被懲戒共同法人の社員等が、自己の業務(社員については、外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項に人は、弁護士会等が求めるときは、その法律事務所の使用目的その他必要な事項を届け出なければならない人は、弁護士会等が求めるときは、その法律事務所の使用目的その他必要な事項を届け出なければならない 務所を使用することができる。自らは、その法律事務所の使用目的その受任事件の引継ぎその他この基準に 被懲戒共同法人は、 その 法律事 自らの共同法人の地その他必要な事項 ょ 務 心要な事項のよって業務停-っ所 を自 らの共同 務所の使用目的その他必要な事項を届け出なければならない。の業務以外の目的で使用する場合であっても、被懲戒共同法項の届出を行った上で、弁護士会等の承認を得てその法律事停止の期間中も認められている事務等のため必要があるときの共同法人の業務を行う目的で使用してはならない。ただし、の共同法人の業務を行う目的で使用してはならない。ただし、

去に代えることができる。 法人が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除法人が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除法(表示としての機能を失わせる措置一般をいう。以下同じ。)しなければならない。ただし、被懲戒共同法(表示を除土」、被懲戒共同法人は、直ちに共同法人及び法律事務所であることを表示する表札、看板等一切の表示を除土。

(広告の除去)

十三 号) 第二条に規定する広告をしているとき三 被懲戒共同法人は、前号に規定するほ ならない。 はか、 直ちにこれる外国法事務分 発辞護士等の し、又は弁護士会等の指示に従わな等の業務広告に関する規程(会規第 け四 れ十 ば五

同法人の法律事務所を-四 被懲戒共同法人及(名刺等の使用) 士等は、法律事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用することができる。ることを明記した上で使用することができる。被懲戒共同法人及びその社員等以外の事務所を共にする弁護被懲戒共同法人の社員等は、自己の事務所名称を表示する必要がある場合において、自己の業務のためであ同法人の法律事務所名を表示した事務用箋及び封筒を自ら使用し、又は他に使用させてはならない。ただし 法人及びその社員等は、被懲戒共同法人及びその社員等として使用する名刺 並び に被懲戒 ただし、 共

(弁理士、 税理士等の業務等)

十五. (社員等の自己の業務としての法律事件等の取扱い)止の期間中は、これらの業務を行うことができない。止の期間中は、これらの業務を行うことができない。定に基づく法務省令(以下「法務省令」という。)に定める業務を目的としている場合であっても定に基づく法務省令(以下「法務省令」という。)に定める業務を目的としている場合であっても一本、機関大法の代の資格の業務及び外国弁護士法律事務取扱法第七十五、被懲戒共同法人は、弁理士、税理士その他の資格の業務及び外国弁護士法律事務取扱法第七十五、 ても、 、業務の 停規

- て準用する法 り扱わなければ 被懲戒共同法人の社員等は、)をする法律事件及び顧問契約(以下「法律事件等」という。)について時用する法第三十条の六第一項の規定による選任に係る受任を含まない。 ならない。 自己の業務として受任(外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項 て、 く、次のイからニまでに 以下本号及び次号にお 従い Ê って お て同い
- 0 ては、 人の 業務を行うことができる 社員等は、 被懲戒 共同法 人が処分を受ける前から自己の 業務として受任し 7 11 た法律
- 口 法人の なわらず、外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項において準自己の業務として引き継いで受任することができない。 の社員等は、被懲戒共同法人が第一号又は第二号の規定により 解除すべ き、 又 は 解除し
- か か て準用する法第三十条の十

この り で 行うことが 委任 でき L はする旨のもない場合に る。 た の書面を作成してあって 社し カュ て受任な 員 等が 依 を頼 頼求者 頼者に対して委任を求める水めるときは、当該社員竿者が被懲戒共同法人の業務 「該社員等は人の業務は る は 停 働 止に き 自己 か け 係る説明]の業務と を L た がを受け 場 合 L は 7 引た

会等 6 いの戒 求め 共 が法 あ人 つの た社 ときはは 依ハ 頼の 者規 から受によ 受領し り 自 た己 ハの の書面を · を提 提示引 L き 継 その写し を L と提出する等. しい な て、 け れ弁 ば護

(法 人名 義 \mathcal{O} П 用 止

の 口 上等の業務及が被懲戒共同な 座 を使用 び法座 して依頼 被懲戒 人の の使 者、 共 員 同等 相手方等かれる人から引きな、被懲戒を たら金継 (共同) 銭い法 だ法律事が分が処分 \mathcal{O} の送金を受けていた法律事件等ので てはならない。 の業務を行う!! 己 の業務 いて、これとして、 被懲 戒し 共て 同い 法た 人法 名 律

(法律事務) 所の 設 置等 0 禁止)

八 業務停止 \mathcal{O} 期 間 中 は、 法 律事 務 所 を 設 け 又 は 移 転 L 7 は な 5 な

被懲戒共同法人は、戸籍謄本等請求用紙の **馬弁護士会に返還しなければかに、保有している全ての未尸籍謄本等請求用紙の使用及** ればならな 未使用の 用及び管理! 戸籍謄本等請求用紙に関する規則(規則 V た だ 業務停止 第二百 \mathcal{O} 部使用済みる力 期 間が _ 筃 条第 \mathcal{O} 月 £ 内 $\bar{\mathcal{O}}$ を含第

る場合は、この基準に定一十 被懲戒共同法人は、· (弁護士会等との連絡) 定める遵守事項の、弁護士会等と容 履行状況を報告し、弁護場に連絡を取ることがで 慢士会等の指導Rへきる状態を維持 及 持 び Ļ) 監督に従 合い等 けの れ求 ばめ なが らあ

取律 事 所 \mathcal{O} 業 務停 止 \mathcal{O} とき

被懲戒共同法人の法は でに従った措置な被懲戒共同法-を採ら 人扱 はい務 な業務 れ ば な 係る 6 ない法 律事務所が主として業務 を行う受任 事件 に 0 W て、 次 \mathcal{O} 1 カコ b \sim

いて、 被懲 L た受任 件 0

- ハーロの規定により委任契約を継働きかけをした場合は、この限委任契約を解除しないことがで 口 旨を記載 頼者が被懲戒が か被懲戒共同法人の他の規定にかかわらず、解除後直ちにその係を戒共同法人は、直ち 約を解除しないことがで、載した確認書を作成し、被懲戒共同法人の他の法: 人の他の法律事務所が業務らず、業務停止の期間が一ての係属する裁判所等に対しての係属する裁判所等に対している。 できる。 限 その りでな 写 ない。ただし ただし、被懲戒共同法人が依頼者にしを弁護士会等に提出する場合は、 業務を行うこととして委任契約の継続を求が一箇月以内であって依頼者が委任契約のに対し、辞任の手続を執らなければならな任契約を解除するとともに、委任契約を解 頼者に 対してで被懲戒は 委任 共同法にを解除 契 約 T 続 人 のはそ その求 続 依いめ 頼 ず を 者れ又 求 かは \otimes るのの依
- 被懲戒共同法人は、イの規定により解除したする裁判所等に対し処分を受けたこと及び業口の規定により委任契約を継続するときは、 こた委任契約が集び業務停止の期間は、被懲戒共同は 理事件であるときは、:
 劝しなければならない。 委任契約の継続確認 確認 後 直 ち \mathcal{O}
- とができ、とができ、な頼者に対し、依頼者に対しているという。 ならない。 ただし、t親者に対し、被懲戒+の委任契約を解除した ただし、支払期限が処公被懲戒共同法人が弁済を解除したことを連絡す 処分の効力が発生した日から十 弁済代行を行うことができない 経するものとし、和解が成立し 和解が成立に開法人は、 立理を知し 十日以内の場合は、おい旨及び債権者への治 た債 権者に 対 有への送金先を通り対する弁済代行に 債 弁 済 代 者 行 に に対 を 知つし、 行 しいなて う 11
- 0 選任された事件 士 業務停止に係る法 ては、この限り は 外 国 件は、は りでない。 辞任しなけれ 辞年事務取り 律事務所 を登録 れ扱 ばな第 は第八いの事務 らない。ただし、1八十条第一項におい場所とする被懲戒# 共同 ロい のて 規準 法 定用 人 にすの よりお護 解除してあ る社員及び な条 いの 委任契 約項の用 係規 であ る定 もに のよ る にり弁
- 唆士は、. . 業務停-の取扱い)当該事件の世 、係る法 青の規定により辞任」
 法律事務所を登録事業 を行うことが ī で 務 な所 き い事す な い事 る被 件 で あ懲 っ戒 ても、 法 業務 停弁 止 護 に 士で 係 るあ 法る 律 社 事務 所 び の使 業務 停 止あ のる 期弁

契約

- 0 法 取 伝人は、業務な 取扱い) 略事件の業務な 5 人なけ れ ば な 停 ら止 な に 係る法 律事務所 が 主とし て業務を行う 顧 問 契約 に 0 て、 次 \mathcal{O} イ 及 び 口
- 契約 を解除
- ロイ てそ カコ の解旨 かわ 顧問 旨を記載した確認書を作成し、わらず、依頼者が被懲戒共同決は、直ちに依頼者との顧問契約 契約 を 除 L な V ・ことが Ļ できる。 法 その写した **与しを弁護士会等に提出す他の法律事務所が業務を伝除しなければならない。** ただ 被懲戒 寺に提出する場合は、こか業務を行うこととし. 共同 法 人 が依頼者に うこととし 被懲戒共同な 対 L て 契法の

める働 き か け を した場合 ۲ \mathcal{O} 限 りで な

等)

更の をすることが 人は、 が 主として業務を行う受任事件に 0 い て、 期 日 \mathcal{O} 延 期 及 75

な \mathcal{O} 送達 を採ら 又は送付があ 法人は、 なけれ 、業務停止に係る法律事務所がとができない。 ばならない はならない。誤って受領しが主として業務を行う受任 て受領した場合はを行う受任事件によ はっ , M 7 返 還 裁判所 直 ちか にら 適書

(預り金 の受領禁止)

りでない 全保証 依頼者から金員を預かる場合も、|保証金及び供託金の還付及び取!懲戒共同法人は、業務停止に係 戻し、和解金等の弁済る法律事務所が主とし 同 様とする ただし その他依で 民法第 六百五 に行う法: のために預り、公律事件等に 十四条に 該 金を受領しついて、 当する場合 し保 て保保 は ۲ な証

五. 当該法律事務を新たれて、依頼者等への引 , は、 筆 (は、 筆 たに 取り扱う第一号又 弁は 護士等に 対し、規定に 誠よ 実に法の委任 津 約 務又 のは 引継ぎをは顧問契約 L を な解除 れし ばた な場 合 6 なは V) , 頼 者 及

(弁護士報酬の 相殺禁止)

六 の預り金 (指定の取扱い)務と弁護士報酬の請求権を相殺し 被懲戒共同 口座等に業務停止の期間 法 人は、 求権を相殺してはならない。務停止の期間中に入金された和解、業務停止に係る法律事務所が主 解金等 の預りて業務 金に を行 0 う ついて、依頼者の法律事件等に 依頼者に対する 預り 金共 返同 還 法 債 人

七 代後代理人の さ 被懲戒: せなけ れ 共同法人は、 して業務停止の期間が満了した後に再びならない。ただし、業務停止の期間、同法人は、業務停止に係る法律事務所 pび業務を行る側が一箇月以内 を登 箇 録 事 務所とする社員と依 内であ うことが 0 て依頼 できる 者 が頼 指 者 定との 継間 続の 指定関係を終 を 求 \otimes るとき は了

八 らな 又は業務停 停止に係る法律事務所を登録共同法人は、法律事務所の業人の選任等) **登録事務所** 業務停止 とする社員等を新たににより解除すべき法律 加入させ、世事件等につい 若して く新 はた 雇用復 す 代 る理 等 人 を て選 は任 なし

九 前に選任したのでは、一被懲戒共同に 前に選任した復生で復代理人等の監 代理人! (代理人! 八及び使用: 業務停止 人弁に係 護士法 等律 上事務所 Ļ が主とし 及び監督をして 業務を行る こう法律事件に い。に 0 11 て、 処 分を受け

(法律事務所の管理行為等)

務所又は就業場所とする使用被懲戒共同法人は、業務停 人止 弁に 護係 **護士等及び従業者との** 係る法律事務所の管理 と 管 の 理 雇行 為 用 P契約等を継続。 一契約等を継続。 [™]続することがでた □契約並びに当該5 きる -事務 所

務所の使用目的その他必要な事項を届の業務以外の目的で使用する場合であり項の届出を行った上で、弁護士会等の「 止の期間中も認められている事務等の同法人の業務を行う目的で使用しては 要な事項を届 承 のは け 0 認を得るならな ても、 出 なけ

の業務に 0 いて、 業務停止に係 る法律事 務 所 を使用 することを妨 げ な い

- あること及びその期間を、弁護士会等の指十二 被懲戒共同法人は、業務停止に係る法(法律事務所表示の除去) (広告の 除 去 指な法 ff示する方法ではればならればならればならればならればならればならればならればない。 で表示して表示して 示することにより、除去に代。ただし、当該法律事務所が直ちに共同法人及び法律事 **云に代えることができる。** 務所が業務停止の期間中で 法律事務所であることを表
- 十三 示に従わ に関する規程第二条に規定する一成共同法人は、前号に規定する ければ なら な 広ぼ 告か、 をし をしていると 業務停止に を ほんる法 直ちにこれな を除い 去て、 し、又は、外国法 弁護・ 士弁 会等 等の等 指の

箋及び 法律事務 る 封 被懲戒 筒を自ら使用 共同法人の社員等は、自己の事務所名称を表示する必要がある場合ら使用し、又は他に使用させてはならない。ただし、業務停止に係所を登録事務所とする社員等として使用する名刺並びに当該法律事 人及び業務停止 に係る法律事務所 を登録 事務所 とする被懲戒共同 J要がある場合において、自己の業業務停止に係る法律事務所を登録。 に当該法律事務所名を表示した事 法 入 \mathcal{O} 社員等は 登録事 業務停

とする弁護 ため であることを明記した上で使用することができる。 法律事務所名を表示した名刺、 事務用箋及び 、箋及び封筒を自ら使用することができる。被懲戒共同法人及びその社員等以外の事務

十 五 合であっても、業務停止の期間 ・五 被懲戒共同法人は、弁理士 (弁理士、税理士等の業務等) 中期間中に 弁理士、ジ -は、業 業務停止 |に係る法律事務所においてこれらの業務を行うことが!の資格の業務及び法務省令に定める業務を目的として でい きな場

- 十六 自己の業務として受任 従係 いる受いて、外のでは、
- ける前
- できない。 は第二号の5 .第二号の規定により解除すべき、又は解除した法律事件等を、自己の業務として引き継いで行うことが業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の社員等は、被懲戒共同法人が第一号又え前から自己の業務として受任していた法律事件等については、業務を行うことができる。業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の社員等は、被懲戒共同法人が処分を受
- き継いで行うことができる。ただし、当該社員等が依頼者に対して委任を求める働きかけをした場合は、上で当該社員等に委任する旨の書面を作成して受任を求めるときは、当該社員等は、自己の業務として引第二項の規定に抵触しない場合であって、かつ、依頼者が被懲戒共同法人の業務停止に係る説明を受けた口の規定にかかわらず、外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項において準用する法第三十条の十九 この限りでない 0
- (法人名義の口座の使用禁止) 面を提示し、その写しを提出する等し 面を提示し、その写しを提出する等しなければならない。として引き継いで受任した場合において、弁護士会等の求めがあったときは、業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法人の社員等は、 依ハ K頼者から受ながの規定により ら受領し り 自 た己 ハの の業務

の業務を行う場合において、被懲戒共同ける前から自己の業務として受任してい七 業務停止に係る法律事務所を登録事 る前から自己の業務として受任していた法律事件等の業務及び業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする被懲戒共同法 は人名義のはた法律事件な 我の口座を使E サ件等の業務A 用 L て被 人 て依頼者、相手方等から金銭被懲戒共同法人から引き継い人の社員等は、被懲戒共同法 から金銭の引き継い 法 \mathcal{O} だ法律事件 人が 送金 処 ェを受け 上事件等 分を受

って 又は移転いの法律事i l 務 ではに なっ らないて な い 処分を受け たときは、 業務 止 \mathcal{O}

まやかに、業務停止に係る法律事務所において、 (戸籍謄本等請求用紙の取扱い) (戸籍謄本等請求用紙の取扱い) (戸籍謄本等請求用紙の取扱い) (注律事務所の設置等の禁止) 十九 限りでない ならない。 いて保有し 似の使用な い。ただし、業務停止の期間有している全ての未使用の同用及び管理に関する規則第七 期間が一箇月以内のときは、の戸籍謄本等請求用紙を、当第七条第二項第五号の規定に きは、このはきは、この ょ り、

ない る場合は、この基準に定める遵守事項の履行状況を報告し、弁護士会等の指導十一被懲戒共同法人は、弁護士会等と容易に連絡を取ることができる状態を維(弁護士会等との連絡) 及び監 い監督に従わなけ, の、弁護士会等のも れ求 ばめ なが らあ

(指導及び監督)

第三 ならない。 共同法人及びその 社員等がこの基準及 び 弁護士会等の 定める規制 措置を遵守するよう

中に 弁護士会は、 ける 業務 必要がある場合は、 の 規制及び弁護士会の採るべ 被懲戒 (共同法人に対する業務停止 き措置に · つ 11 て、 ے \mathcal{O} 基準に準じ (法律事務所の 別 に 定めることが 業務停止を含む。 できる。 \mathcal{O}

十三号) この 第二条の規定の施行準は、外国弁護士に この日から施行する。による法律事務の取り よる法律 扱 V に 関する特別 措 置 法 \mathcal{O} 部 を改正する 法 和二年法律第三

(令和四年政令 兀 _ 号で令和 匹 年 月 _ 日 カコ ら施行